



週報

2017~2018年度 RI会長 イアン H. S ライズリー
RIのテーマ 『変化をもたらす』
地区のテーマ 『RI 戦略計画を皆で一緒に実行しよう!!』 かけー 細井保雄

国際ロータリー
第2570地区

狭山中央ロータリークラブ

〔例会場〕 狭山東武サロン〒350-1305 狭山市入間川 3-6-14 TEL 04-2954-2511
〔事務所〕 〒350-1305 狭山市入間川 1-24-48 TEL 04-2952-2277 FAX 04-2952-2366
<http://www.schuohrc.org> E-mail: schuohrc@pl.s-cat.ne.jp
会長 益子伸明 会長I/O 清水幸彦 副会長 松浦法子 幹事 浜野貴子

第3グループ内の例会日] 新狭山(月)、入間(木)、入間南(火)、飯能(水)、日高(火)、狭山中央(火)
所沢(火)、新所沢(火)、所沢西(火)、所沢東(木)、所沢中央(月)

第1179回(5月 8日) 例会の記録

点鐘 益子伸明会長
合唱 国歌斉唱 奉仕の理想
第2副SAA 野口会員 沼崎会員

※出席報告

| 会員数 | 出席者数 | 出席率 | 前回修正 |
|-----|------|---------|---------|
| 31名 | 28名 | 86.96 % | 89.29 % |

会長の時間

益子伸明会長

『RI会長からのメッセージ』

イアン H.S.ライズリー

2017-18年度会長 2018年05月

ロータリーは、規模が大きく非常に複雑な組織です。この記事が発行される現時点において世界のほぼすべての国に35,633のクラブがあり、120万人の会員がいます。ロータリーのプログラムには何十万という人が参加しています。ローターアクト、インターアクト、青少年交換、RYLA、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー平和センターなどのプログラムのほか、国、地区、地域レベルのプログラムやプロジェクト、財団が支援するプロジェクトもあります。血液・食糧バンク、学校衛生からポリオ撲滅まで、毎年ロータリーの名を冠する数え切れないほどのプロジェクトが遂行されています。

初のロータリークラブが創設されてから113年が経過した今、奉仕活動は世界中に広がっています。

日々の奉仕活動は地域、国、クラブによって大きく異なり、各クラブに独自の歴史、優先項目、アイデンティティがあります。またロータリアンの個性や一人ひとりの奉仕に対する目的意識も同じではありません。地域ごとの独自の方法が尊重されるロータリーにおいて、会員



やクラブがそれぞれに最も適した方法で奉仕することは問題ではありません。

ただし、多様性は私たちの強みであるものの、組織としてのアイデンティティが課題となります。ロータリーという名称を知っている人は多くても、クラブの活動内容、その構成、存在理由を理解している人はごく一部です。ロータリー会員であっても、ロータリーという組織、全体の目標、プログラムの内容や範囲を十分に理解していない人が大勢います。この課題は効果的な奉仕を実施し、会員増強に取り組み、パートナーシップを強化していく上で重要な意味をもっています。組織全体でこの問題を解決するため、ロータリーのビジュアルとブランドを強化するツールを数年前に導入しました。今日、私たちはこれらのツールを使用しながら「世界を変える行動人」という新しいグローバル広告キャンペーンを実施しています。このキャンペーンは補助金を利用して各地で変化をもたらしているロータリーの活動を紹介するものです。昨年6月、国際ロータリー理事会は、私たちの活動の多様性を結ぶ一つの目的とロータリーのアイデンティティを反映した新しいビジョン声明を採用しました。

「私たちロータリアンは世界で、地域社会で、そして自分自身の中で持続可能な良い変化を生むために、人びとが手を取り合って行動する世界を目指しています。」どこに住んでいても、何語を話していても、どんな活動をしていようとも、私たちのビジョンは同じです。世界をより良い場所にできると信じ、そのために私たちは活動しています。ロータリーは世界をより良くする機会を与えてくれます。

「ロータリー:変化をもたらす」のテーマを通じて、一つになって行動を起こしましょう。

内閣官房「明治150年」関連施策推進室
明治150年のホームページより当時の高精細画像を紹介し、現在との違いを解説していました。



幹事報告

浜野幹事

- 『2017-18 年度末地区役員合同会議開催のご案内』
- ・ 受贈会報 入間RC 所沢中央RC

「会員卓話」……

『成年後見制度・法定後見とは』

小林 奈保絵 会員

一. はじめに

こんにちは。私が仕事としている「成年後見制度」について話をさせていただきます。

後見人の仕事、それは判断能力が不十分な方々を法律面や生活面で保護したり、支援したりする制度です。ご本人にとって何が利益になるかを考える仕事。利益とは、ご本人にとって何が一番良い事であるかを考えるという事です。

一言で言うと、どうしたらご本人にお幸せになっていたかを考えるのが仕事です。

私は、日々、すてきな、いい仕事をしているという実感があります。

後見制度を利用することで、つまり後見人が関わることで、ご本人が精神的にも財産の面でも「安定」な事例がほとんどです。

二. 成年後見制度とは

私が仕事としている成年後見制度は、平成 12 年、西暦 2000 年 4 月にスタートしました。すでに 19 年を経過していますのでご存知の方も多いと存じますが、今日は基本的な制度の説明をしたいと思います。

後見制度には大きく分けて法定後見制度と任意後見制度があります。

簡単に言ってしまうと法定後見制度は家庭裁判所に後見人を決めてもらう制度であり、任意後見制度は将来判断能力が無くなった時のために、あらかじめ自分で後見人を決めておく制度です。

本日は法定後見についてお話をしたいと思います。どのような人がこの制度を利用できるかといえば、精神上的の障害によって事理を弁識することができない、つまり判断能力が十分ではない人がこの制度の対象者という事になります。

・・・この精神上的の障害とは、認知症・知的障害・精神障害の状態にある方です。残念ながら、例えばベッドに横たわったまま全く動くことができないが、判断能力に問題のないという方は利用できない事となります。

成年後見制度には判断能力によって成年後見、保佐、補助の 3 つの類型があります。

判断能力が全くない方のために家庭裁判所が「成年後見」を選びます。

判断能力が著しく不十分な方のために家庭裁判所が「保佐人」を選びます

判断能力が不十分な方のために家庭裁判所が「補助人」を選びます。



【後見類型】・・・自己の財産を管理・処分できない程度に判断能力に欠けている場合です。

判断能力が欠けているのが通常の状態である方を支援する類型です。

ご本人の同意がなくても利用できます。

選任された成年後見人は原則として、全ての法律行為をご本人に代わって行います。

《事例》:ご自分では何の手助けも必要ないと、頑なに思っている方がいらっしゃいました。

でも、この方は独居で徘徊をし、警察に保護されを繰り返していました。

それでも、その事を忘れてしまうので、他人からの援助を受けることを拒否していました。

しかし独居は無理であると、関わる社会福祉協議会と市役所が判断し、申立を行いました。親族の協力が得られないので、行政の長が申立てる市長申立でした。

後見開始後、色々あったのですが、しばらくしてグループホームに入所することができました。89 歳になられますが、車椅子等を使うこともなく、お元気で暮らしておられます。在宅で生活していた当時とは見違えるほど穏やかなお顔になりました。本当に気を張って生活をなさっていたのだらうと思います。

金銭面も結果的に何度も通帳の再発行を繰り返していた銀行の他にも銀行預金があって、そこにも年金が振込まれてこともわかりましたし、不動産も売却しましたので、財産的にも全く心配がなくなりました。ご存分に長生きして頂きたいと思っています。

【保佐類型】・・・判断能力が著しく不十分で、自己の財産を管理・処分するには常に援助が必要な場合です。保佐を利用できる方は後見よりも精神上的の障害の程度が軽く、補助よりも重いという事になります。

保佐人に当然に与えられる権限は限られており(民法 13 条 1 項)ます。

ある程度判断能力があるのが前提です。同意権や取消権も同様です。後見のように原則として、全ての法律行為を代理できるという事はありません。

そしてご本人の同意が必要です。ご本人の同意があれば保佐人に代理してもらいたい事を追加できます。

《事例》:全く身寄りがない方でした。

保佐開始後、癌であることがわかって余命が幾ばくもない事もわかりました。

「僕の財産はどうなるのですか？」という質問がありました。この質問はさすがに後見類型ではありませんね。死亡後、相続財産管理人が選任され、国庫に入れる手続きをする事を説明しました。

そうしたら「それはまずい！」とおっしゃいました。

それで、ご本人と相談をして、遺言書を作成しました。ご本人の希望通り、死亡後ある団体に遺贈しました。判断能力が著しく不十分とはいっても、大分範囲が広いことがわかっていただけたと思います。

【補助類型】・判断能力が不十分で、自己の財産を管理・処分するには援助が必要な場合があるという程度の方とされています。

この制度が新設されたことにより、利用対象者の幅が広がりました。

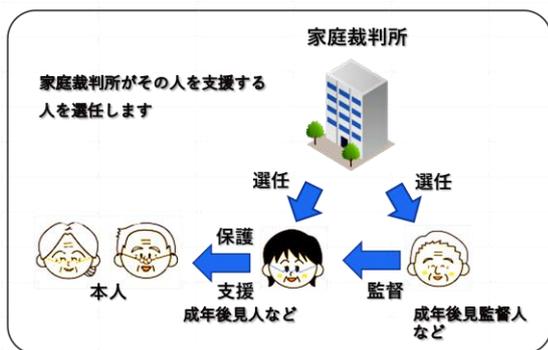
でも、なかなか未だに普及していないのが実情です。(最高裁事務総局家庭局の資料)

家庭裁判所より当然に補助人に与えられる権限は他にもありません。

この類型で申立をしようとする場合、ご本人には判断能力がかなりあるので、補助人に何をしてもらいたいのか、ご本人との十分な話し合いが必要です。

《事例》:今、補助類型を考えている方は知的障害4級。50代。障害者枠で生命保険会社に勤務一人で十分に生活できています。スマホもそれなりに使いこなしています。ただ、勧められるままにカードを作り、自身のお給料以上の買い物をしてしまいます。社会福祉協議会の支援を受けていて、カード会社と交渉してカードを使えなくするのですが、また別のカードを作ってしまう。このイタチごっこを繰り返してしまっています。つまり、取消権を行使してご本人を保護しようとしています。

ご本人の財産の散逸を防ごうという事です。



この法定後見の類型はどうして決定するかというと、まずは医師の診断書によります。

この制度が始まった当初は、精神科医による診断書に重きが置かれていましたが、今では、特に後見類型では、通常ご本人を診ている内科医の診断書でも家庭裁判所では受付けてくれます。

ただ、いわゆる精神鑑定が必要と裁判所が判断する場合もあります。

医師の診断書に、鑑定を引き受けてくれますか？という問いに答えなければならぬ書面が附票として添付されています。

そして、そのそれぞれの類型で、家庭裁判所に申立てを行います。

家庭裁判所に裁判を提起するわけですね。原告と被告というように相手方がいないので、審判という形で、いってみれば判決がなされます。

申立人は4親等内の親族、市町村の長、もちろんご本人も申し立てることができます。

親族がない場合、親族の協力が得られない場合等に、いわゆる市長申立が検討されます。

狭山市において、市長申立がどの位の件数かは調べられませんが、全国的に増加傾向にある事は間違いなさそうです。

申立は大分簡略化されました。郵送でも受け付けられ、審判が下りるまでの審理期間も大幅に短くなっています。

申立の際には、後見人候補者を書く欄がありますが、家庭裁判所は記入された人を選任するとは限りません。あくまでも家庭裁判所が選任します。

私も相談を受けたことがあります。愚かにも相続争いの前哨戦としてこの制度を利用したいという人や、例えば、ご自分の事業のために本人の財産を使いたいと思っている候補者を、裁判所はほとんど見抜いてしまいます。候補者自身の財産が極端に少なかったり、高齢の方も選任されることはないと思われます。

《事例》:後見の候補者で、正直にご自分の預貯金額をゼロとして申し立てた方がいます。

ご本人の息子さんでした。本当にそうであったと思われます。

遠方に居住していることを理由に、家庭裁判所は後見人として選任しませんでした。しかし、大きな理由は、預貯金がゼロであれば母親である被後見人の財産を自身のために散逸させてしまうという懸念があったに違いありません。

事実、私が後見人を引き受けて調査をしたところ、普通預金が少額しか残っておらず、多分キャッシュカードで普通預金を下ろして生活費に充てたものの、定期預金をおろすことができずに申立をしたのであろうという事が推測されました。

困ってしまって相談窓口で相談し、申立を自身で行ったという経緯もみえてきました。

でも、実際にお会いしてみると、どうも気が弱く、おどおどしており、精神的なご病気をお持ちの方ではないかと思われ、収入が少なく、困ってやむなくお母さんのお金を使ってしまったという風でした。

更に、ご本人の夫が死亡してしまっていて、その相続の手続きがなされていませんでした。加えて一人息子でしたが、異母兄弟がおられる事情がありました。

現在は相続の問題も法定相続分で相続することで解決し、2年ぐらい埋葬がなされず自宅においてあったご本人の夫のご遺骨の件も、墓地を購入することで解決致しました。

余談ですが、この相続財産の中に銀行の貸金庫に金の延べ板が3枚あって、徳力本店の袋に包んであったので、神田まで行って換金して参りました。その後、別件で換金した際に解ったのですが、例えば、田中貴金属とか買った店で売ったほうが高く売れるみたいでした。

三、実際の申立から審判までの流れ

申立をすると、保佐、補助の申立についてはご本人の意思の確認のために必ず「家裁調査官」と呼ばれる職員が本人と面談しますし、この「家裁調査官」は、

優秀な方々で、「裁判所から来た人」を目の前にして緊張しているご本人の意向を上手に引き出してくれます。後見でも、面談が必要と思われる案件では、民間から選ばれた参与員も面談します。また、後見の場合は、この頃は少なくともご本人の兄弟には、申立てについての同意書を提出させています。提出がなければ、家庭裁判所は“ご本人の後見申立がありました、同意しますか？”という照会書を送って、確認を取ります。また、申立てられた類型に対し、ご本人の判断能力に問題があると家庭裁判所が判断した場合には、この時点で医師に裁判所から依頼するという形で「鑑定」が行われます。

そうして申立をすると、内容に全く問題がなく、私たち司法書士や弁護士さん、あるいは社会福祉士さんが候補者であれば、早ければ2週間ほどで審判が下りて参ります。私たち専門職は、家庭裁判所に候補者名簿を提出しており、その名簿に載っており、過去に問題がなければ、必ずと言っていいと思いますが選任される仕組みです。

四. 審判確定と登記と報告

審判があり、後見人として選任するという審判書が後見人の自宅に郵送されます。

それから、2週間の確定期間を経て、家庭裁判所は法務局に登記をします。

登記は現在も東京法務局が一手に引き受けており、後見人は東京法務局に登記事項証明書を申請します。この登記事項証明書、後見人の身分証明書となります。

この身分証明書を提示して銀行や証券会社の金融機関で「後見届」を行う訳です。

銀行では後見人の印鑑を届け出て、後見人しか預貯金の出し入れができなくなります。

そうして各銀行で手続きをし、財産目録を調整し、家庭裁判所に報告を行います。この時点で、全く預かり知らないご本人の財産を発見することもあります。

こうして、晴れて後見人としての仕事に着手するという事となります。

五. 後見等監督について

また、事案によっては家庭裁判所が成年後見人、保佐人、補助人に対して監督人が選任することがあります。

・・・という事になっていますが、この頃では親族ばかりではなく弁護士さんにも監督人が付く場合が多いと聞いています。

私たち司法書士は、成年後見センター・リーガルサポートという組織がありまして、そこで会員の監督を行っていますので、今のところその会員であれば、監督人が選任されることはあまり無いようです。

「後見人は本人の財産を管理」しますが、それはご本人のために行うのであって、自身のために使うことは許されないのです。

私が後見人として決断し、決定し、実行したことによって、ご本人が穏やかになられ、お幸せそうにしているのを拝見するのは私自身が幸せを感じますし、遣り甲斐を感じております。

そして、代理権とは、絶大な権限であることも日々実感しております。

以上

ニコニコボックス

益子君 本日の会員卓話の小林さん、お話し楽しみにしていました。宜しくお願い致します。

浜野君 本日の会員卓話小林様、宜しくお願い致します。成年後見制度についての事と伺っています。楽しみです。

江原君 小林プログラム委員長、本日は自らの会員卓話の時間を設けていただきましてありがとうございます。お話しを楽しみにしております。宜しくお願い致します。

小島君 会員卓話 小林会員、お話し楽しみにしていました。宜しくお願い致します。

松浦君 小林会員、本日の卓話楽しみにしていました。宜しくお願い致します。

佐藤君 本日の会員卓話、プログラム委員長 小林さん、自ら発表するとは、その責任感に敬服します。楽しみにしております。

清水君 小林会員、本日の卓話宜しくお願い致します。

会員誕生 佐藤君

結婚記念 江原君 沼崎君 野口君 小幡君 渡邊君



◆次の例会

5月22日(火) 例会変更

創立25周年記念パーティー

18:30～ 東武サロン